

## 当社「安全管理規定」に基づく公表事項（行政処分）

2019年11月21日に当社新都心営業所におきまして、自動車検査証（車検）の有効期限が切れたバス車両1両を運行させていたことが翌2019年11月22日に判明しました。

このことは道路運送車両法第58条第1項の規定に反する行為であるため、監督官庁に報告し、2019年12月4日に国土交通省による監査が行われ、その結果2020年11月10日に下記の通り行政処分を受けました。

### 記

1. 対象営業所            新都心営業所
2. 処分内容            輸送施設の使用停止    10日車
3. 指摘事項
  - (1) 運転者に対する国土交通大臣が告示で定める輸送の安全確保についての指導監督 が不適切であったこと。
  - (2) 有効な自動車検査証の交付を受けずに運行の用に供していた事業用自動車があったこと。
4. 改善内容
  - (1) について
    - ・発生直後に有効期限切れの重大性や再発防止策について、全従業員に対して指導教育を行いました。
  - (2) について
    - ・下記を中心とする再発防止策を実行しております。
      - ①自動車検査証（車検）有効期限、および廃車手続きに関する管理体制の見直し
      - ②日常点検時および点呼時における確認強化

以 上